

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、2年末現在、44道府県労委である。

2年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は332件で、このうち元年から繰越されたものは48件、新規に係属したものは284件であった（第44表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は284件で、元年に比べ46件の減少となった。過去5年の推移は、28年310件、29年271件、30年309件、元年330件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が278件・97.9%（元年318件・96.4%）、使用者からの申請が6件・2.1%（同12件・3.6%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第45表参照）。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、北海道29件・10.2%（元年36件・10.9%）が最も多く、次いで、鳥取22件・7.7%（同35件・10.6%）、京都21件・7.4%（同9件・2.7%）、新潟20件・7.0%（同22件・6.7%）、徳島13件・4.6%（同11件・3.3%）が続いている（第44表参照）。

第44表 都道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

都道府県 労委	区分	あ っ せ ん								
		係 属 件 数			終 結 件 数					次期 繰越
		前期 繰越	新規係 属件数	計	解決	打切	取下	不開始	計	
北海道		5	29	34	12	12	7	2	33	1
青森		0	3	3	1	0	0	0	1	2
岩手		1	2	3	3	0	0	0	3	0
宮城		0	6	6	2	3	0	0	5	1
秋田		0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形		0	5	5	2	2	0	0	4	1
福島		0	4	4	1	3	0	0	4	0
茨城		1	1	2	1	0	0	0	1	1
栃木		0	4	4	1	1	0	0	2	2
群馬		0	5	5	1	2	2	0	5	0
埼玉		5	12	17	5	7	2	0	14	3
千葉		1	12	13	7	4	0	0	11	2
東京		-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川		0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟		1	20	21	9	8	2	1	20	1
山梨		1	2	3	2	1	0	0	3	0
長野		3	5	8	3	4	0	0	7	1
静岡		2	11	13	3	4	0	0	7	6
富山		1	3	4	1	2	1	0	4	0
石川		0	4	4	0	1	0	3	4	0
福井		1	4	5	3	1	0	0	4	1
岐阜		1	3	4	1	3	0	0	4	0
愛知		1	9	10	1	6	3	0	10	0
三重		0	1	1	1	0	0	0	1	0
滋賀		1	7	8	0	3	4	0	7	1
京都		1	21	22	10	3	3	0	16	6
大阪		0	2	2	2	0	0	0	2	0
兵庫		-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良		2	8	10	4	6	0	0	10	0
和歌山		0	3	3	0	2	1	0	3	0
鳥取		2	22	24	15	5	3	0	23	1
島根		5	7	12	8	2	0	0	10	2
岡山		1	5	6	3	3	0	0	6	0
広島		4	7	11	6	4	1	0	11	0
山口		0	2	2	0	2	0	0	2	0
徳島		0	13	13	4	6	1	0	11	2
香川		0	6	6	1	2	0	0	3	3
愛媛		0	4	4	0	1	1	0	2	2
高知		1	2	3	1	2	0	0	3	0
福岡		0	1	1	1	0	0	0	1	0
佐賀		2	7	9	2	6	0	1	9	0
長崎		0	2	2	1	0	1	0	2	0
熊本		2	5	7	3	4	0	0	7	0
大分		1	1	2	0	2	0	0	2	0
宮崎		1	6	7	2	3	1	1	7	0
鹿児島		0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄		1	9	10	3	4	1	0	8	2
総計(注2)		48	284	332	125	124	34	8	291	41
					43.0%	42.6%	11.7%	2.7%	100%	
元年(注2)		41	330	371	127	150	41	5	323	48
					39.3%	46.4%	12.7%	1.5%	100%	

(注1) 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都：都によるあっせんを実施。

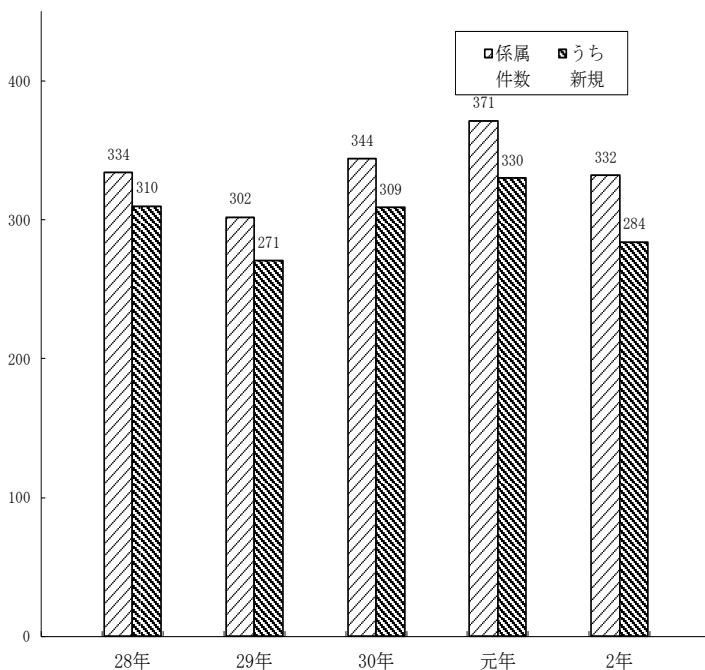
兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県：県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。(表中は委員によるあっせんの件数)

2. 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移

(単位：件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計 (44労委)。

第45表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位：件)

開始事由 年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
28年	301	97.1%	9	2.9%	0	0.0%	310	100%
29年	265	97.8%	6	2.2%	0	0.0%	271	100%
30年	301	97.4%	8	2.6%	0	0.0%	309	100%
元年	318	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	330	100%
2年	278	97.9%	6	2.1%	0	0.0%	284	100%

2 あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別及び従業員数規模別事業主の状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0.0%（元年1件・1.6%）、10人以上49人以下は1件・2.7%（同7件・11.5%）、50人以上99人以下は1件・2.7%（同6件・9.8%）、100人以上299人以下は4件・10.8%（同11件・18.0%）、300人以上499人以下は4件・10.8%（同2件・3.3%）、500人以上は27件・73.0%（同34件・55.7%）であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は45件・19.7%（同55件・23.4%）、10人以上49人以下は72件・31.4%（同81件・34.5%）、50人以上99人以下は38件・16.6%（同28件・11.9%）、100人以上299人以下は40件・17.5%（同30件・12.8%）、300人以上499人以下は8件・3.5%（同16件・6.8%）、500人以上は26件・11.4%（同25件・10.6%）であった（第46表参照）。

第46表 当事者である事業主の状況

（単位：件）

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
		2年 （元年）	組合あり	0 (1)	1 (7)	1 (6)	4 (11)	4 (2)
組合なし	45 (55)		72 (81)	38 (28)	40 (30)	8 (16)	26 (25)	229 (235)
合計	45 (56)		73 (88)	39 (34)	44 (41)	12 (18)	53 (59)	266 (296)

（注） 件数は終結件数である。元年は27件、2年は25件が不明。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が167件・57.4%（元年199件・61.6%）、パート・アルバイトが73件・25.1%（同67件・20.7%）、契約社員が29件・10.0%（同36件・11.1%）、派遣労働者が10件・3.4%（同9件・2.8%）、その他が12件・4.1%（同12件・3.7%）となっている（第47-1表、図6参照）。

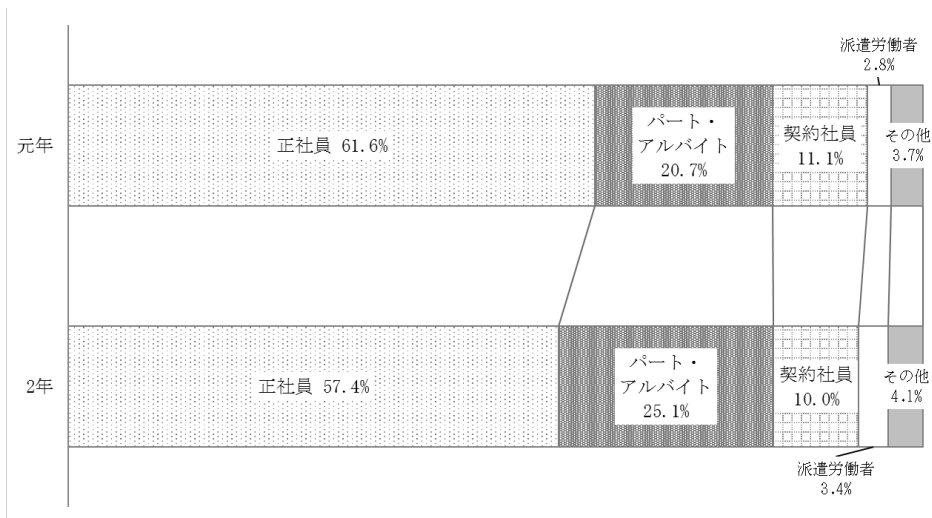
第47-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

（単位：件）

就労状況	正社員		パート・ アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	元年	199	61.6%	67	20.7%	36	11.1%	9	2.8%	12	3.7%	323
2年	167	57.4%	73	25.1%	29	10.0%	10	3.4%	12	4.1%	291	100%

- （注） 1. 件数は終結件数である。
2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別及びあっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別・あっせんの内容別事項をみると、「その他」以外では「経営又は人事」が最も多い。「その他」では、「賃金等」に次いで、「経営又は人事」が多くなっている（第47-2表参照）。

第47-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：項目)

就労状況	事項		経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
正社員	113	40.1%	63	22.3%	28	9.9%	55	19.5%	23	8.2%	282	100%		
パート・アルバイト	49	41.2%	21	17.6%	15	12.6%	24	20.2%	10	8.4%	119	100%		
契約社員	22	46.8%	13	27.7%	2	4.3%	7	14.9%	3	6.4%	47	100%		
派遣労働者	5	33.3%	3	20.0%	4	26.7%	2	13.3%	1	6.7%	15	100%		
その他	4	22.2%	6	33.3%	4	22.2%	2	11.1%	2	11.1%	18	100%		

(注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。
 2. 下段の()は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3 あっせん内容の特徴

新規係属事件 284 件に係るあっせんの内容別事項数 459 件（元年 533 件）のうち、「経営又は人事」が 182 件・39.7%（同 220 件・41.3%）、「賃金等」が 109 件・23.7%（同 104 件・19.5%）、「労働条件等」が 46 件・10.0%（同 47 件・8.8%）、「職場の人間関係」が 87 件・19.0%（同 123 件・23.1%）、「その他」が 35 件・7.6%（同 39 件・7.3%）となっている。

元年と比べると、「賃金等」は 5 件増加したものの、「経営又は人事」が 38 件、「労働条件等」が 1 件、「職場の人間関係」が 36 件、「その他」が 4 件減少している（第 48 表参照）。

第 48 表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

（単位：項目、件）

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
28年	207	37.7%	131	23.9%	76	13.8%	101	18.4%	34	6.2%	549	100%	310
29年	189	41.1%	106	23.0%	51	11.1%	77	16.7%	37	8.0%	460	100%	271
30年	202	39.5%	89	17.4%	74	14.5%	103	20.2%	43	8.4%	511	100%	309
元年	220	41.3%	104	19.5%	47	8.8%	123	23.1%	39	7.3%	533	100%	330
2年	182	39.7%	109	23.7%	46	10.0%	87	19.0%	35	7.6%	459	100%	284

（注） 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 291 件のうち、あっせん員の指名がされた 252 件（元年 283 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 207 件・82.1%（同 233 件・82.3%）、委員及び事務局職員が 20 件・7.9%（同 25 件・8.8%）などとなっている（第 49 表）。

第 49 表 あっせん員の構成

（単位：件）

	委 員						委員＋非委員						非 委 員				合計	
	三者構成		公益委員のみ		その他		委員及び事務局職員				事務局職員		その他					
							うち、委員三者構成	その他										
元年	233	82.3%	5	1.8%	1	0.4%	25	8.8%	24	8.5%	14	4.9%	1	0.4%	4	1.4%	283	100%
2年	207	82.1%	6	2.4%	0	0.0%	20	7.9%	18	7.1%	6	2.4%	0	0.0%	13	5.2%	252	100%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

2年は、元年からの繰越48件を含む332件(元年371件)の係属事件のうち、291件(同323件)が終結し、41(同48件)が3年に繰り越された。終結した291件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの(「あっせんあり」)は152件(同181件)、同意しなかったもの(「あっせんなし」)は139件(同142件)であった(第44表、チャートβ参照)。

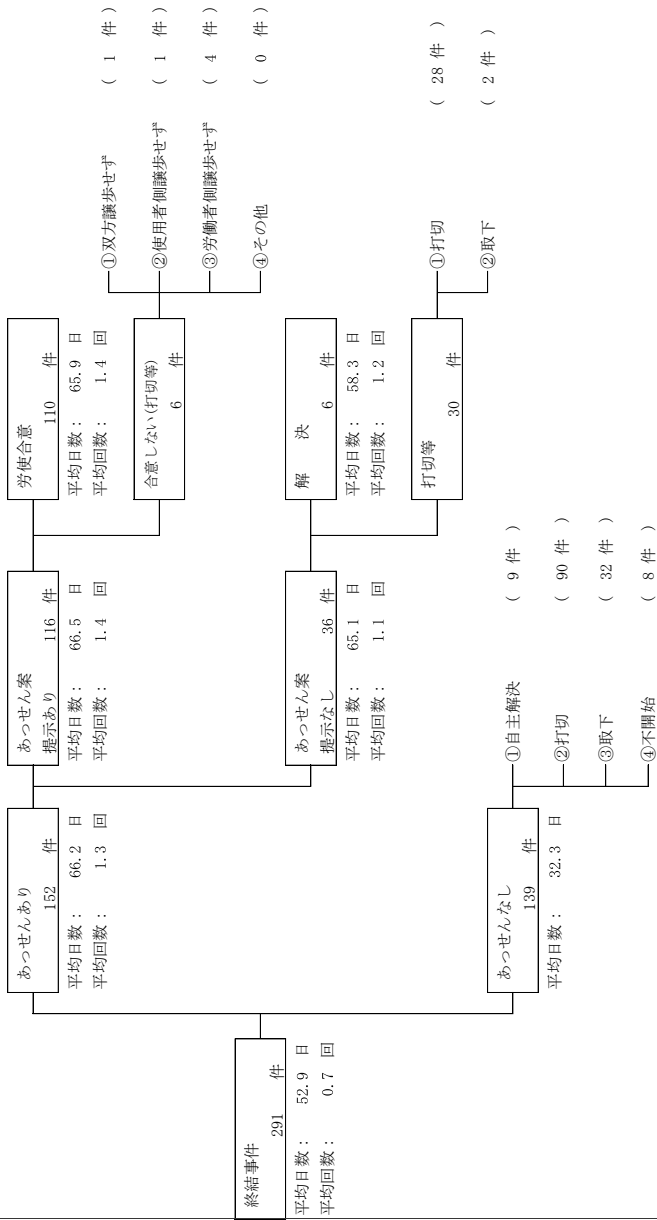
(2) あっせんを行った事件

あっせんを行うことに同意した事件152件(元年181件)のうち、あっせん案の提示があった116件(同132件)の内訳をみると、労使合意したもの(解決)が110件(同123件)、労使合意しなかったもの(打切等)が6件(同9件)であった。労使合意しなかった6件の内訳は「双方譲歩せず」が1件、「使用者側譲歩せず」が1件、「労働者側譲歩せず」が4件となっている。また、あっせん案の提示がなかった36件の内訳をみると、解決6件、打切等が30件となっている(チャートβ参照)。

(3) あっせんを行わなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件139件(元年142件)の内訳をみると、打切が90件(同99件)と最も多く、次いで、取下32件(同36件)、自主解決9件(同2件)、不開始8件(同5件)となっている(チャートβ参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下及び不開始を除く最終件数

(4) 解決状況

2年に終結した事件291件（元年323件）のうち、取下・不開始を除く249件（同277件）の終結状況は、解決125件（同127件）、打切124件（同150件）で、その解決率は50.2%（同45.8%）であった（第50表参照）。

第50表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

（単位：件）

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		合計		
28年	133	43.9%	140	46.2%	29	9.6%	1	0.3%	303	100%	48.7%
29年	94	35.2%	137	51.3%	31	11.6%	5	1.9%	267	100%	40.7%
30年	123	40.6%	131	43.2%	38	12.5%	11	3.6%	303	100%	48.4%
元年	127	39.3%	150	46.4%	41	12.7%	5	1.5%	323	100%	45.8%
2年	125	43.0%	124	42.6%	34	11.7%	8	2.7%	291	100%	50.2%

（注）1. 解決率（%）＝解決件数÷取下・不開始を除く終結件数×100

2. 被申請者の不参加による打切について、平成28年分から「打切」に分類している。

(5) 平均処理日数

取下・不開始を除く249件（元年277件）の平均処理日数は52.9日（同46.4日）であった（第51表参照）。

（注）あっせん処理日数は、申請書受付日（又はあっせん員指名日・あっせん受任日）～終結日で計算している。

第51表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

（単位：日）

	28年	29年	30年	元年	2年
平均処理日数	40.8	40.5	48.4	46.4	52.9